

## 御殿場市「新御殿場市立図書館」愛称募集要領

### 1 趣旨

御殿場市では、現在、施設の老朽化、スペースの不足、利用者の図書館ニーズの多様化等に対応するため、市民交流センター「ふじざくら」の南側に、令和8年4月の開館を目指し、新御殿場市立図書館の整備を進めています。

新御殿場市立図書館は、「郷土を知り、学びを育み、相互につながる図書館」を将来像に掲げ、郷土資料館機能を併せ持つ魅力あふれる施設を目指します。

そのため、本施設が皆様に親しまれ、愛され、利用される施設となるよう、新御殿場市立図書館の愛称を募集します。

### 2 施設概要

- (1) 所在地 御殿場市萩原957番地の1
- (2) 敷地面積 17,532.45㎡
- (3) 床面積 3,838.24㎡
- (4) 最高高さ 17.1m
- (5) 階数 2階
- (6) 主要施設 図書館、郷土資料展示、会議室、学習室、カフェコーナーなど

外観・内観パース（イメージ）



新図書館位置図



### 3 募集内容

新御殿場市立図書館の愛称

### 4 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月9日（金）まで

※ 郵送の場合は、5月9日付けの消印を有効とします。

### 5 応募条件

- (1) 明るく親しみやすいものであること。
- (2) 誰もが呼びやすく覚えやすい、市民や来館者に愛されるものであること。
- (3) 応募作品は、応募者自身が作成したもので、他の施設や商品等に使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限ります。

### 6 応募資格

市内在住者、在勤・在学者の方が応募できます。

### 7 応募方法

- (1) 応募用紙又は任意の様式に次の事項を記入のうえ、応募先まで直接提出、郵送提出（はがき可）、FAX、Eメールで御応募ください。

① 愛称（ふりがな）

② 愛称の意味・考えた理由

③ 応募者氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、電話番号、職業（学生は学校名）、年齢（学生は学年）。ただし、応募者が高校生以下の場合、保護者の氏名・電話番号も記載してください。

※ 上記①から③のいずれか1つでも明記されていない場合は、無効となります。

- (2) 応募用紙は、御殿場市立図書館、富士岡地区図書館、移動図書館車ライオンズ号、富士山市民のサロンけやきかん、市役所本庁舎、市役所各支所（富士岡・原里・玉穂・印野・高根）、駅前サービスセンター、御殿場市民交流センターふじざくらに用意しています。また、御殿場市ホームページからもダウンロードできます。

- (3) 応募は1人につき2点以内とします。

※ 3点以上の応募があった場合は、全て無効とします。

- (4) 応募先

（直接） 御殿場市立図書館・富士岡地区図書館・移動図書館車ライオンズ号

(郵 送) 〒412-0042 御殿場市萩原580-2 御殿場市立図書館

※ 「新御殿場市立図書館愛称募集」と明記してください。

(FAX) 0550-82-0382

(Eメール) toshokan@city.gotemba.lg.jp

※ 応募にかかる費用は応募者負担とします。

## 8 選考（審査）方法

- (1) 全応募作品の中から、御殿場市立図書館協議会において1次選考を行い、10点程度の候補を選考します。
- (2) 新御殿場市立図書館施設愛称選考委員会にて最終選考を行い、最優秀賞1点及び優秀賞10点程度を決定します。
- (3) 最優秀賞・優秀賞受賞作品について、同一の作品に対して複数の応募者があった場合は、同作品を考案した全ての応募者を最優秀賞・優秀賞受賞者とします。

## 9 表彰

- (1) 最優秀賞：賞状及び副賞として1万ダラーの富士山Gコインを付与します。なお、高校生以下の方が受賞した場合は、1万円分の図書カードを贈呈します。
- (2) 優秀賞：賞状及び副賞として3千ダラーの富士山Gコインを付与します。なお、高校生以下の方が受賞した場合は、3千円分の図書カードを贈呈します。
- (3) 最優秀賞は、表彰を行います。表彰は、令和7年7月に実施予定です。

## 10 発表

最優秀賞の作品は、受賞者に直接通知するほか、市広報紙及び市ホームページ等で発表します。

なお、当該発表をもって、受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきますので、御了承ください。

## 11 個人情報の取扱い

愛称の募集に関して、応募者から取得した応募者の個人情報については、本事業以外の目的では使用いたしません。

応募に関して記載の個人情報のうち、受賞者の氏名及び居住する自治体名は市広報紙、市ホームページ等で公開するとともに、選考委員会及び報道機関を含めた関係者に提供します。

## 12 その他

- (1) 愛称として採用された作品の一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て無償で御殿場市に譲渡するものとします。
- (2) 応募者は、愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立てないこととします。
- (3) 応募作品に対して補正や文言の追加を行ったうえで、採用する場合があります。
- (4) 応募者は、応募作品に関して著作者人格権の行使をしないものとします。
- (5) すでに商標登録がされているものは、無効とします。
- (6) 応募にあたって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
- (7) 応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- (8) 応募作品は返却しません。
- (9) 選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消す場合があります。
- (10) 応募作品にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (11) 今後、愛称をモチーフとして、ロゴマークの作成を予定しています。
- (12) 応募者は、愛称として採用された作品について、ロゴマークのデザイン、その他様々な活動・使用に対して、意義を申し立てないこととします。
- (13) この要領に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を別途定める場合があります。

## 13 問合せ先

御殿場市教育部社会教育課図書館スタッフ

住 所 〒412-0042 御殿場市萩原580-2 御殿場市立図書館内

電 話 0550-82-0391

F A X 0550-82-0382

E-mail toshokan@city.gotemba.lg.jp